社会福祉法人　東京優貴会　古川親水苑重要事項説明書

＜　令和６年４月１日現在　＞

１．当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話　03-5667-1211（午前９時～午後５時まで）

担当　生活相談員

※ご不明な点は、お尋ねください

２．特別養護老人ホーム　古川親水苑の概要

（１）提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム　古川親水苑
所在地	東京都江戸川区江戸川五丁目４番２
介護保険指定番号	介護老人福祉施設　（東京都　1372307205　号）

（２）同施設の職員配置の基準

	配置基準	業務内容
施設長	１名	サービス管理全般に務める
医師	必要数	入居者の診療・健康管理等に務める
生活相談員	入居者 100 名につき１名以上	生活上の相談
介護支援専門員	入居者 100 名につき１名以上	サービス計画の立案・管理等
看護職員	入居者 130 名につき３名以上	医療・健康管理業務
介護職員	入居者数に対し 3:1 の数	日常生活上の介護業務等
機能訓練指導員	入居者 100 名につき１名以上	リハビリテーション・機能訓練
事務職員	必要数	一般事務・請求業務等
栄養士	１名以上	栄養管理・栄養ケアマネジメント等

（３）同施設の設備の概要

定員	132 名	医務室	１室
居室	全室個室　132 室 (1 室 14.72 ㎡～)	浴室	各ユニット　１ 一般浴槽・特殊浴槽 １階　特殊浴槽（3 台）
食堂	各ユニット　１	機能訓練室	１室
談話室	各ユニット　1		

３．サービス内容

①施設サービス計画の立案

入居者の個々の生活習慣や嗜好に応じた日課や趣味、娯楽に係わる活動の機会を提供するとともに、入居者が自主的に交流し、共同で日常生活を営む活動を支援します。

②食事

・食事は原則として食堂(共有スペース)で召し上がっていただきます。
・アレルギーなどで召し上がれないものがある場合は、事前にご相談ください。
・医師の指示がある場合は、治療食（糖尿食・減塩食・経管栄養食等）を提供します。
・嚥下、咀嚼状況に応じて形態を変えて提供します。

③入浴

・週２回提供します。
・一般浴槽の他、入浴に介助を要する入居者は、特別浴槽で個別に対応します。
・身体状況や健康状態により、入浴できない方は清拭をさせて頂きます。

④介護

・寝たきり防止のため、出来る限り離床するようにします。
・自宅での生活リズムを崩さないよう援助・支援します。
・シーツ、枕カバー、包布等は週２回交換します。

⑤機能訓練

・身体機能の維持等を目的に、機能訓練に取り組みます。

⑥生活相談

・サービスご利用や各種手続きの支援等、対応させて頂きます。

⑦健康管理

・定期的に診察を行い健康管理に努めます。
・必要な方には、血圧・検温などの日常健康チェックを毎日行います。
・身体状況に変化があった場合には、ご家族もしくは代理人に連絡の上、かかりつけ医または協力病院（別紙参照）への通院・入院をしていただくこととなります。医療機関の選択は、利用者・ご家族もしくは代理人に判断して頂きます。

⑧理美容サービス

・理美容サービスは、入居期間中の実施日に自費負担にて受けることが出来ます。

⑨行政手続代理

・原則として、ご家族もしくは代理人に行っていただきます。ご都合で出来ない場合には、ご相談ください。

⑩レクリエーション

４．入退所の手続き

（１）入居の手続き

電話等でお問い合わせください。入居の申し込みに必要な書類などを揃えていただき、提出していただきます。入居判定会議等を行い、入居可能な場合にご連絡をさしあげます。入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にご相談ください。

（２）退所手続き

①入居者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の７日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・入居者が他の介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受け入ていた入居者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援要介護１・２と認定された場合
※この場合、所定の期間の経過を持って退所していただくこととなります。
・入居者がお亡くなりになった場合、もしくは被保険者資格を喪失した場合

③その他

・入居者が、サービス利用料金の支払いを１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または入居者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、退所していただく場合がございます。
この場合、契約終了30日前までに文書にて通知いたします。
・入居者が病院または診療所に入院し、明らかに３ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後３ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

５．事業の目的と運営方針

（１）運営方針

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その居宅における生活への復帰を念頭において入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自立的な日常生活を営むことが出来る個別ケアを目指します。また質の高い個別ケアで、地域に密着した福祉支援を目指します。

（２）サービス利用のために

事項	有無	備考
従業員への研修の実施	○	定期的に、各種勉強会を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	各種マニュアルを作成
身体的拘束	×	身体的拘束は実施していません

（３）施設利用に当たっての留意事項

面会	・面会時間は、原則９：00～19:00です。 ※面会受付18:30までとなります。19:00までに退室をお願いします。 ・面会の際は、必ず受付で面会簿にご記入ください。 ※面会時間外でのご面会をご希望される場合には、事前に施設までご連絡ください。また飲酒しての面会はご遠慮ください。
外泊・外出	・外出・外泊の際は、必ず行き先と帰宅日時を職員に届け出てください。（所定の届出用紙があります） ・施設には20：00までにお帰りください。20時を過ぎる場合には、事前に施設にご連絡ください。 ・外出・外泊中に飲食があった場合や排泄があった場合には帰苑後、職員にお知らせください。 ・外泊の日数は介護報酬の算定要件に基づき、1ヵ月のうち（行き帰りを除いた）6日間まででお願いいたします。
飲酒・喫煙	・喫煙は、原則禁止しています。飲酒については、ご相談ください。
居室・設備・器具の利用	・居室・設備・備品の利用は、職員に使用方法を聞き十分注意して取り扱ってください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがありますのでご了承ください。

金銭・貴重品の管理	・貴重品・金銭の管理は、原則自己管理になります。また入居者同士の貸し借りはトラブルの原因となりますのでご遠慮ください。 ・施設に管理等を依頼する場合は、職員までお問い合わせください。管理依頼書等の書類を提出していただきます。
所持品の持ち込み	・施設に家具は備え付けてありますので、家具の持ち込みをご希望の際はご相談ください。衣類、日用品等の量が多い場合には持ち込む荷物の量を制限させて頂く場合があります。 ・高価な所持品(食器・めがね・衣類等)の持ち込みはご遠慮ください。破損、紛失しても責任を負いかねますのでご了承ください。食器の自然劣化等による破損があり得ること、また衣類については感染症予防対策のため消毒による色落ちや縮み等があることについて、あらかじめご理解をお願いいたします。 ・衣類については、必ず記名をお願いします。
施設外での受診	・かかりつけ医の受診の際は、事前にご相談ください。
ペット	・個人的な動物の飼育はご遠慮ください。
宗教活動	・施設内での他の入居者に対する宗教の勧誘、執拗な政治活動等はご遠慮ください。
迷惑行為	・騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、やみくもに他の入居者の居室などに立ち入らないようにしてください。
飲食物	・衛生管理上、特に食中毒の多い時期の持ち込みはご遠慮いただく場合があります。 ・飲食物の持ち込みをされる場合には、必ず事前に施設にご相談ください。 ・お持ちいただいた飲食物については、各ユニットの冷蔵庫にて管理させて頂きますが、賞味期限切れ・腐敗等ある場合には同意を得た上で、処分させて頂くことがありますのでご了承ください。
消灯時間	・原則 21：00 としています。 ・21：00 以降、居室・共同スペースでお過ごしになる際は、静かにお過ごしください。

（4）その他

・短期入所生活介護の空床利用について

入居者が入院等にて居室が空床となった場合は、短期入所生活介護に利用させていただく場合がございます。その際は、事前に連絡させて頂き、居室の荷物については、紛失、破損の無いよう配慮し、保管・管理いたします。なお、短期入所生活介護に使用している間の居住費は発生しません。

・感染症や事故防止等の安全管理体制

事故の発生または、再発防止のために必要な措置を講じます。

施設において感染症または食中毒が発生、または蔓延しないように必要な措置を講じます。感染症対策指針及びマニュアルを整備し、定期的に委員会を開催し職員への研修を実施します。

・賠償責任保険などの対応記載

賠償などの必要性が生じた場合には、当施設の加入する損害賠償保険で必要な措置を講じます。但し、施設の責めに帰さない事由による場合はこの限りではありません。

・現状復帰の原則

退所時に居室内の破損などがあった場合、修繕をお願いする場合があります。

・負担限度額の認定について

食費・居住費の軽減制度は負担限度額の認定を受けた方が対象になります。軽減を受けるためには「介護保険負担限度額認定証」を当施設に提示していただく必要があります。利用月の月末までに提示がない場合は利用月の請求書に反映されませんのでご注意ください。（通常料金での請求となります。）

諸事情により期限までに提示できない場合は施設にご連絡をお願いします。なお、有効期限が切れた場合の自動更新はされませんので、必ず年に1度更新手続きをしていただくようお願い致します。（更新後も、その都度認定証の提示が必要となります。）

【例】10/1 ご入居⇒10/31 までに提示⇒10 月利用料に反映されます。

7．緊急時の対応方法

入居者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方に速やかにご連絡いたします。

＜緊急連絡先＞

氏名	続柄：
住所	〒
電話	

8．非常災害対策

防災・災害時の対応	『特別養護老人ホーム　古川親水苑消防計画』にのっとり対応を行います。
防災設備	スプリンクラー・消火用散水栓・消火器・避難階段・ガス漏れ報知器・非常通報報知器・漏電火災報知器・非常用電源等
防災訓練	『特別養護老人ホーム　古川親水苑消防計画』にのっとり、年 2 回夜間および昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。
防火責任者	葛西消防署への届出：平成 25 年 7 月 17 日 防火管理者：佐藤健一

9．サービス内容に関する相談・苦情

＜当施設＞

特別養護老人ホーム 古川親水苑	担当	生活相談員
	電話番号	０３－５６６７－１２１１
	対応時間	９：００～１７：００

＜下記の行政機関への申し出等もできます＞

江戸川区役所	担当部署	介護保険課　事業者調整係
	電話番号	０３－５６６２－００３２
東京都国民健康保険団体	担当	介護相談指導課　介護相談窓口
	電話番号	０３－６２３８－０１７７

１０．当法人および当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　東京優貴会
代表者役職・氏名	理事長　　森山　貴
本部所在地	東京都江戸川区江戸川五丁目４番２
電話番号	03-5667-1211
定款の目的に定めた事業	１．特別養護老人ホーム ２．都市型軽費老人ホーム ３．老人デイサービス事業 ４．老人短期入所事業
施設・拠点等	特別養護老人ホーム　１ヵ所 短期入所生活介護　１ヵ所 通所介護・介護予防通所介護　１ヵ所

-----------------　契約をする場合は以下の確認をすること　------------------------

年　月　日

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<身元引受人>
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<事業者>
所在地　東京都江戸川区江戸川５丁目４番地２
名　称　特別養護老人ホーム　古川親水苑
説　明　者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿